

件名	愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
主管課	産業創出課
根拠法令等	

**【改正の概要】**

試験研究機器の更新等により、条例で定める使用料の上限額を改定

○別表（第3条関係）

使用料

区分	種別	単位	金額	
繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>1,180</u>	⇒ 1,830円（A）
紙産業関係	製紙用機器	1時間	<u>12,740</u>	⇒ 12,520円（B）
	化学試験用機器	1時間	<u>1,720</u>	⇒ 1,180円（C）

**<使用料上限額改定の理由>**

- （A）「LC-MSシステム」の新設⇒同機器が最高額に
- （B）「抄紙機」の更新⇒従前どおり同機器が最高額に
- （C）「低真空走査型電子顕微鏡」の更新⇒「熱分解GC/MS分析装置」が最高額に

施行日	平成27年4月1日
-----	-----------

**【その他参考事項】**